

## 第16回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成25年7月30日 14:00～16:00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第2会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：石田、石崎、大谷、川原、久保田、小泉、児玉、農頭、宮崎

K H K：鈴木、森永、鳥越、草野、宮下

IV. 議 題：

(1) 前回議事録(案)の確認・承認

(2) 技術基準整備3ヶ年計画（平成25～27年度）(案) について

(3) 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124（2009）の改正について

(4) 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126（2009）の改正について

(5) アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125（2008）の定期見直しについて

(6) その他

V. 配付資料

資料16-1 移動容器規格委員会委員名簿

資料16-2 第15回移動容器規格委員会議事録（案）

資料16-3 技術基準整備3ヶ年計画（平成25～27年度）(案)

資料16-4-1 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124（2009）の改正について

資料16-4-2 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124 改正案(新旧対照表)

資料16-5-1 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126（2009）の改正について

資料16-5-2 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126 改正案(新旧対照表)

資料16-6 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125（2008）の定期見直しについて

参考資料1 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124（2009）

参考資料2 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126（2009）

参考資料3 アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125（2008）

参考資料4 容器保安規則の機能性基準の運用について

参考資料5 圧縮水素スタンド等の材料規定について

## VI. 議事概要

### 1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局より資料16-1に基づき以下の紹介等を行った。

- ① 欠席委員（阿部委員、北野委員、正路委員、祖父江委員）の報告
- ② 石崎委員は交通機関の遅延により到着時刻が未定
- ③ 現時点で10名の出席があり、規格委員会規程に定める定足数8名以上を満足し、委員会は成立

### 2. 前回議事録(案)の確認・承認

資料16-2に基づき「第15回移動容器規格委員会議事録(案)」の採決を実施した。

出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

### 3. 技術基準整備3ヶ年計画(平成25~27年度)(案)について

事務局より、資料16-3に基づき平成25年度から27年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について説明した。

平成25年度及び平成26年度は昨年決定した計画に変更はなく、平成27年度は改正から5年となる容器等製造業者登録基準 KHKS 0102及びアルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121の見直しを行うこととする。

当該計画(案)の採決を実施し、出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

### 4. 高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124(2009)の改正について

(1) 事務局より、資料16-4-1及び資料16-4-2に基づき、高圧ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0124の改正案を説明した。主な指摘及び修正等は以下のとおり。

#### 1) 資料16-4-2の改正案

資料16-4-2の改正案について以下の修正を行う。

- ① 2.5 a) : 「(単位 N・m。(以下同じ。))」 → 「(単位 N・m (以下同じ。))」
- ② 4.2.1 c) : 「1.3.10 c)のみが該当しない場合にあっては次の1)から5)までに掲げる試験をそれぞれ行うこと。」  
→ 「1.3.10 c)が該当しない場合にあっては次の1)から5)までに掲げる試験を、1.3.10 e)が該当しない場合にあっては次の4)に掲げる試験をそれぞれ行うこと。」
- ③ 4.7.2 b) : 「(単位 mm。(以下同じ。))」 → 「(単位 mm (以下同じ。))」

#### 2) 資料16-4-2の備考欄の記載について

- ① 1.2「引用規格」を除き、本文中は引用規格の年版とタイトルを削除したことを明確にすること。
- ② 資料16-4-1に記載した引用規格の改正点について資料16-4-2でも分かるようにすること。  
→ 備考欄の該当箇所において資料16-4-1を参照する。
- ③ 4.2.1 c)の改正内容を具体的に記載すること。

#### 3) その他

- ① 図表のタイトルは、本文中に記載のあるものとなないものがあるが統一する必要があるか。  
→ 図表のタイトルは本文中にも記載されていたほうが分かりやすい場合もあるた

め、適宜判断することとする。

- (2) (1)に関する確認・修正を行い、高圧ガス容器バルブ設計・製造基準の改正に係る書面投票の実施、書面投票実施期間（15日間）及びパブリックコメント実施期間（1ヶ月）に付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

【付帯条件】

書面投票等で修正が必要となった場合は、メールにて審議を行い再度書面投票（15日間）を実施する。委員会を開催するかの判断は委員長に一任する。

5. 液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126（2009）の改正について

- (1) 事務局より、資料16-5-1及び資料16-5-2に基づき、液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHKS 0126の改正案を説明した。主な指摘及び修正等は以下のとおり。

1) 資料16-5-2の改正案の修正

①6.22.2：「次のa)からe)まで」→「次のa)からf)まで」

②附属書：新旧対照表に追加して、改正点を示すこと。

2) その他

①横弾性係数の有効桁数に変更になっているが、影響がないか確認すること。

②審議事項ではないが参考資料2の解説2.8（P44）の単位表記が分かりにくいので修正を検討すること。

- (2) (1)に関する確認・修正を行い、今回の審議で挙げられた検討事項を事務局で検討及び修正案を提示した後、液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準改正に係る書面投票の実施、書面投票実施期間（15日間）及びパブリックコメント実施期間（1ヶ月）に付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

【付帯条件】

書面投票等で修正が必要となった場合は、メールにて審議を行い再度書面投票（15日間）を実施する。委員会を開催するかの判断は委員長に一任する。

6. アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125（2008）の定期見直しについて

事務局より、資料16-6に基づき、アセチレン容器の安全弁に関する基準 KHKS 0125（2008）の見直し方針について、事務局案として「確認」としたい旨を説明した。

特に質疑応答はなかったため、今回の見直しを「確認」として終了することについて裁決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

7. その他

- (1) 事務局より、参考資料4及び参考資料5に基づき、「容器保安規則の機能性基準の運用について」において制限が設けられた圧縮水素自動車燃料装置用容器等の材料の規定について紹介した。

- (2) 議事録の承認が当該委員会から1年以上経過してしまうような場合にあっては、議事録の決議を書面投票で実施することが可能か検討する。

- (3) 次回委員会の開催日は未定のため、開催する場合は別途調整を行う。

以上